

被験物質について（案）

原則として、被験物質は市販の標準品を用いることとする。

1. ペンタクロロフェノール、アミトロール、ビスフェノールA、2,4-ジクロロフェノール、4-ニトロトルエン、フタル酸ジペンチル、フタル酸ジヘキシル、フタル酸ジプロピルは、標準品を被験物質とする。